

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報
(令和5年度第2四半期：7月～9月)

1. インドネシア政府によるコロナウィルス感染症の終息宣言（8月4日）

6月、インドネシア政府は新型コロナ対策として行っていた移動規制を廃止すると発表していましたが、8月4日にコロナウィルス感染症の終息が大統領によって宣言されました。コロナ関連（Covid-19）の各種対策や制限が撤廃されたこととなります。

2. 犯罪情勢（7月～9月）

(1) 一般犯罪（窃盗・詐欺等）

当館管轄州での日本人の被害の報告は以下のとおりです。

ア ひったくり被害が9月に1件報告がありました。午後10時ころ、スミニャックの通りを歩行中、バイクに乗った人物に鞆をひったくられたとのこと。

車道と反対側に鞆を持つ、近づいてくる人物やバイクには常に警戒する、万が一を考え貴重品は小分けにして持つ等を徹底して下さい。

イ 詐欺被害の未遂（お金見せて詐欺・両替詐欺）など7～9月で合計5件の報告があり、中には強引に財布やお金を取り上げるようなひったくりに近い形態もありました。

両替詐欺は人通りが多く、有名な観光通りや明るい場所にある両替店でも発生しています。

ウ GoogleMap 上に表示される宿泊施設の書き込み欄に宿泊施設の管理者を装って「予約はこの番号へ」などと WhatsApp 番号を掲示し架空の予約をさせて予約金をだまし取る手口の報告がありました。当館で確認したところ、かなり多くの宿泊施設への虚偽の書き込みが見られます。宿泊施設の公式サイト、公式連絡先から申込みましょう。

エ 日本出発前に詐欺サイトにおいて E-VOA を申請・支払手続したところ、査証が取得できていないだけでなく、高額な金額を請求される被害が多く発生しています。

正規 E-VOA を取得できる申し込みサイトは「<https://molina.imigrasi.go.id>」です。

一方で、顧客から申し込みの情報を得て登録を代行するという合法的なビジネス、いわゆる代行サイトも多くあります。VISA 取得のための Rp500.000 に業者が取得代行費用として、いくらかの費用を上乗せ請求しますが、この代行費用が高額である旨の相談も寄せられています。

E-VOA を取得の際には、公式サイトや信頼できる代行業者を選択することが重要です。

また、E-VOA のシステムを完全に理解できていなかったことによるトラブルも発生しています。延長申請を完了したと誤認し、実際は延長できていなかったことから、オーバースティとして罰金支払を求められたケースがあります。

オ 悪質ガイド・悪質アクティビティ業者による高額請求が発生しました。

街頭で声を掛けられた観光ガイドに連れられアクティビティ料金に納得してクレジットカードで支払うこととしたが、クレジットカードの決済端末で暗証番号を入力して決済した直後にレシートを確認したところ、金額が1桁多く、提示された料金の10倍（日本円にして約10万円以上）を決済したことに気づいたものです。その場でクレームしたが、「確認して支払ったんだから返金はできない。」「寄付してもらったと考えている。」等と言い、業者は当初返金に応じませんでした。

(2) 凶悪犯（強盗・殺人・強制性交等）

当館管轄州において、日本人が関連する凶悪犯被害発生の報告はありません。

邦人被害ではないものの、顧客に乗車サービスを提供する業態（ライドシェアサービス、配車サービス）において、深夜早朝、運転手が外国人女性客の意に反して人気の無いところへ連れ出して凶悪犯罪を敢行する事案が発生したとの報道がありました。

常に危機感を持って、安心すること無く不信感や指示と異なる動きをした際には目的地到着前であっても、安全性を見極めて降車するなど、身を守る行動を第一に考えてください。

(3) 薬物犯（大麻・覚せい剤等）

当館管轄州において、日本人が関連する薬物犯罪についての報告はありません。警察は取締りを強化しています。違法薬物に手を出してはいけません。

(4) その他の犯罪

当館管轄州において、日本人が関連するその他の犯罪被害発生の報告はありません。

(5) 入国管理法・国外退去処分等

在留邦人が入国管理局施設外において、知人を通じて知り合った入管職員に滞在許可の延長を申し込み、エージェント相場よりも安価な費用を支払い、旅券も預けたもの実際には何も手続きされていなかったという事例がありました。

結果的に邦人は60日以上の上りステイとして身体拘束の上、国外追放処分、入管職員は離職となりました。

入管職員は、入管施設外で職務に関する仕事を個人的に請け負うことが制限されており、賄賂などは固く禁じられています。各種行政手続きは、定められた機関の窓口や信頼のあるエージェントで行い、トラブルの回避に努めて下さい。

3. テロ・爆発物事件情勢（7月～9月）

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありません。しかし標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等自身の安全確保に努めましょう。

4. デモ・抗議活動等（7月～9月）

バリ州では、小規模なデモや集会（パプア解放等）が散見されています。暴動等大きな事態にはなっていませんが、デモ等に遭遇した時は近寄らないように注意しましょう。

5. 交通事故等（7月～9月）

交通量の増加と共に、車やバイクによる無謀な運転による事故が発生しています。安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故を防げません。危険を予測し、危ない運転をしている車には近づかないなどの防御運転が必要です。

国営保険会社の責任者によれば、バリ島はインドネシアで最も交通事故が多い上位10州に入っているとのこと。

6. 自然災害（7月～9月）

当館管轄州近海では、比較的大きな規模の地震の発生が続いています。万一に備えて避難用具や非常食を整える等、非常時の準備をしましょう。

7. その他の感染症情報（7月～9月）

（1）消化器感染症（ウイルス、細菌および寄生虫感染症）

水・食物由来の消化器感染症（ウイルス、細菌および寄生虫感染症）により体調を崩す旅行者が増えています。

食べ物は、よく熱を通して調理したものを熱いうちに食べることが大切です。既に切った果物や野菜、時間の経過している食品（調理品を含む）を避け、また、生野菜や生肉、刺身等は衛生状態に信頼がおける店以外では食べない方が良いでしょう。

（2）狂犬病

当館管轄州において日本人の感染情報の報告は受けていません。一方でデンパサール市内において、狂犬病に感染した犬が十数匹発見されたとの報道もありました。

疑いのある場合には医師の診断を受けて指示に従いましょう。

また、動物と触れ合うテーマパーク等、管理された施設内であっても完全に安全とは言いきれません。

十分注意すると共に、噛まれた際には医師の診察を受けることをお勧めします。

8. 対日感情（7月～9月）

（1）対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。8月に福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出が始まりましたが、バリ州内において目立った抗議活動は確認されていません。

（2）バリ州知事から発出された「国の安全や公共の秩序を守り、文化的で品位のある質の高いバリの観光を実現するため、外国人観光客の義務として法令厳守やバリの伝統を敬うこと等の義務12項目、禁止8項目」を守ってください。これらに違反する外国人観光客に対しては、有効な法令に従って制裁や法的手続き措置を取るとされています。

9. 日本企業の安全に関わる諸問題（7月～9月）

報告はありません。

10. 援護事案・その他（7月～9月）

（1）パスポート紛失・盗難に注意ください。特に空港到着時の紛失が多発しています。

（2）E-VOAやVOAのトラブルが散見されます。空港に到着して入国審査を受けた際は、VOAの査証（VISA）シールが旅券（パスポート）に貼付されているかをその場で確実に確認してください。貼付されていない場合は、カウンターを離れる前に、その場で貼付に係官に請求して下さい。

係官の貼付忘れに気がつかずに滞在し、出国の際に「入国記録がない」としてトラブルになったケースが報告されています。

（3）マリンスポーツ中の邦人死亡事案を2件認知しています。

飛行機による長旅後や忙しい旅程の中でのマリンスポーツは、通常時に比べて体に負担がかかりやすい傾向があります。体調管理、旅程管理には万全を期して下さい。

また、ダイビングを行った後の航空機搭乗や登山は減圧症との関係で非常に危険です。

（4）悪路を走行するアクティビティ（ATV）による横転事故で上腕を骨折する事案が複数発生しています。（了）